

専決処分について（日立市後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について）

日立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和2年6月4日提出

日立市長 小川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日立市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。